



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

139	一般競争入札による落札者の決定	(情報政策課).....	1
140	地籍調査の成果の認証	(地域政策課).....	2
141	〃	( 〃 ).....	2
142	〃	( 〃 ).....	3
143	〃	( 〃 ).....	3
144	〃	( 〃 ).....	3
145	〃	( 〃 ).....	4
146	〃	( 〃 ).....	4
147	〃	( 〃 ).....	5
148	〃	( 〃 ).....	5
149	身体障害者福祉法による医師の指定の辞退	(障害福祉課).....	5
150	指定障害福祉サービス事業者の指定	( 〃 ).....	6
151	大規模小売店舗の変更の届出	(商工振興課).....	6
152	大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要	( 〃 ).....	7
153	保安林の指定予定の通知	(森林整備課).....	8
154	保安林の指定施業要件の変更	( 〃 ).....	8
155	公共測量の終了	(技術調査課).....	9
156	土砂災害警戒区域の指定	(砂防課).....	9
157	昭和60年和歌山県告示第778号（浄化槽法の規定による指定検査機関の指定）の一部改正	(下水道課).....	9
158	港湾施設の概要の変更	(港湾空港課).....	10

### ○ 選挙管理委員会告示

13	平成22年和歌山県選挙管理委員会告示第69号（個人演説会等の公営施設の指定）の一部改正	.....	10
----	---	-------	----

### ○ 監査公表

監査公表第3号	.....	11
---------	-------	----

## 告 示

### 和歌山県告示第139号

和歌山県立情報交流センター情報システム構築及び賃貸借について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成27年2月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

和歌山県立情報交流センター情報システム構築及び賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

和歌山市小松原通一丁目1番地

3 落札者を決定した日

平成26年12月25日

4 落札者の氏名及び住所

F&C和歌山

(代表者) 富士通株式会社和歌山支店

和歌山県和歌山市黒田一丁目1番19号

(構成員) 富士通リース株式会社関西支店

大阪府大阪市中央区城見二丁目2番53号

(構成員) 株式会社サイバーリンクス

和歌山県和歌山市紀三井寺849番地の3

5 落札金額

410,054,400円(うち消費税及び地方消費税の額30,374,400円)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

平成26年11月14日

和歌山県告示第140号

和歌山県伊都郡九度山町大字北又の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成27年2月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県伊都郡九度山町

2 調査を行った時期

平成24年4月17日から平成26年2月28日まで

3 成果の名称

和歌山県伊都郡九度山町大字北又の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県伊都郡九度山町大字北又の一部地区

5 認証年月日

平成27年2月10日

和歌山県告示第141号

和歌山県伊都郡九度山町大字中古沢・大字上古沢の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成27年2月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県伊都郡九度山町

2 調査を行った時期

平成24年4月17日から平成26年3月3日まで

3 成果の名称

和歌山県伊都郡九度山町大字中古沢・大字上古沢の各一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県伊都郡九度山町大字中古沢・大字上古沢の各一部地区

5 認証年月日

平成27年2月10日

---

**和歌山県告示第142号**

和歌山県西牟婁郡白浜町椿の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成27年2月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県西牟婁郡白浜町

2 調査を行った時期

平成24年5月1日から平成26年3月27日まで

3 成果の名称

和歌山県西牟婁郡白浜町椿の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県西牟婁郡白浜町椿の一部地区

5 認証年月日

平成27年2月10日

---

**和歌山県告示第143号**

和歌山県有田市山田原の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成27年2月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県有田市

2 調査を行った時期

平成23年9月28日から平成26年2月21日まで

3 成果の名称

和歌山県有田市山田原の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県有田市山田原の一部地区

5 認証年月日

平成27年2月10日

---

**和歌山県告示第144号**

和歌山県有田市千田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19

条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成27年2月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県有田市
- 2 調査を行った時期  
平成23年9月28日から平成26年2月21日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県有田市千田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県有田市千田の一部地区
- 5 認証年月日  
平成27年2月10日

---

**和歌山県告示第145号**

和歌山県有田市千田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成27年2月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県有田市
- 2 調査を行った時期  
平成23年9月28日から平成26年2月21日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県有田市千田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県有田市千田の一部地区
- 5 認証年月日  
平成27年2月10日

---

**和歌山県告示第146号**

和歌山県有田市初島町里の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成27年2月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県有田市
- 2 調査を行った時期  
平成23年9月28日から平成26年3月8日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県有田市初島町里の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県有田市初島町里の一部地区
- 5 認証年月日

平成27年2月10日

和歌山県告示第147号

和歌山県有田郡有田川町大字金屋、中井原の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成27年2月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期  
平成21年11月6日から平成24年3月15日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県有田郡有田川町大字金屋、中井原の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県有田郡有田川町大字金屋、中井原の各一部地区
- 5 認証年月日  
平成27年2月10日

和歌山県告示第148号

和歌山県和歌山市松江の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成27年2月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期  
平成24年4月1日から平成26年3月13日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県和歌山市松江の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県和歌山市松江の一部地区
- 5 認証年月日  
平成27年2月10日

和歌山県告示第149号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のとおり身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を受けた医師から指定の辞退の届出があった。

平成27年2月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関の所在地	辞退年月日
仲至永	外科	紀和病院	橋本市岸上18-1	平成 26.12.31

## 和歌山県告示第150号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成27年2月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011610288	いこら訪問介護事業所	有田郡有田川町徳田176-4	同行援護	特定なし	株式会社シルバーケアたから	有田郡有田川町徳田176-4	平成27.2.1

## 和歌山県告示第151号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成27年2月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニクロ国体道路店

和歌山県和歌山市小雑賀704外

## 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ゴトウ洋服店

代表取締役 後藤均

和歌山県和歌山市南桶屋町7

## 3 変更する事項

## (1) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

位置	収容台数
敷地東側・南側（縦覧図書図面3 平面駐車場）	121台*

※全体収容台数131台（うち小売店舗用121台、従業員用10台）

(変更後)

位置	収容台数
敷地東側・南側（縦覧図書図面3 平面駐車場）	121台*
敷地東側隔地（縦覧図書図面3 隔地駐車場）	42台
合計	163台

※全体収容台数132台（うち小売店舗用121台、従業員用11台）

## (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場No	駐車可能時間帯
平面駐車場	午前9時30分～午後8時30分

(変更後)

駐車場No	駐車可能時間帯
平面駐車場	午前9時30分～午後8時30分
隔地駐車場	

## (3) 駐車場の出入口の数及び位置

(変更前)

駐車場No	出入口の数	位置
平面駐車場	出入口:1ヶ所	敷地南側(縦覧図書図面3 出入口①)
	入口:1ヶ所	敷地東側(縦覧図書図面3 入口①)
	出口:1ヶ所	敷地東側(縦覧図書図面3 出口)
合計	3ヶ所	

(変更後)

駐車場No	出入口の数	位置
平面駐車場	出入口:1ヶ所	敷地南側(縦覧図書図面3 出入口①)
	入口:1ヶ所	敷地東側(縦覧図書図面3 入口①)
	出口:1ヶ所	敷地東側(縦覧図書図面3 出口)
隔地駐車場	出入口:1ヶ所	隔地駐車場北側(縦覧図書図面3 出入口②)
	入口:1ヶ所	隔地駐車場西側(縦覧図書図面3 入口②)
合計	5ヶ所	

## 4 変更年月日

平成26年10月10日

## 5 変更する理由

開業時の臨時駐車場として確保していた隔地駐車場を今後も恒常的に継続利用するため。

## 6 届出年月日

平成27年1月30日

## 7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山市まちづくり局まちおこし部商工まちおこし課(和歌山市七番丁23番地)

## 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成27年2月20日から同年6月22日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

## 和歌山県告示第152号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概

要について、同条第3項の規定により公告する。

平成27年2月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
セントラルシティ和歌山  
和歌山県和歌山市小雑賀805番1外
- 2 意見の対象となった届出に係る告示  
平成26年和歌山県告示第1228号
- 3 意見の概要  
なし
- 4 意見の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山市まちづくり局まちおこし部商工まちおこし課（和歌山市七番丁23番地）
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 平成27年2月20日から同年3月20日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

#### 和歌山県告示第153号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年2月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 海草郡紀美野町花野原字峠谷492・497（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び海草振興局地域振興部林務課並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第154号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成27年2月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養<sup>かん</sup>
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局地域振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第155号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき日高川町長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成27年2月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（道路3次元データ計測）
- 2 作業期間 平成26年8月1日から同年11月6日まで
- 3 作業地域 和歌山県日高郡日高川町の一部

#### 和歌山県告示第156号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成27年2月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
地滑り
- 2 土砂災害警戒区域の名称  
滝尻（77）、冬木（129）、峰玉（130）、上芳養（131）、皆平（211）、小畔谷（212）、上芳養2（495）
- 3 土砂災害警戒区域の表示  
次の図書のとおり
- 4 法第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項  
次の図書のとおり  
（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第157号

昭和60年和歌山県告示第778号（浄化槽法の規定による指定検査機関の指定）の一部を次のように改正する。

平成27年2月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1を次のように改める。

- 1 名称、所在地及び代表者の氏名  
公益社団法人和歌山県水質保全センター  
和歌山市南大工町26番地

会長 吉村英夫

3を次のように改める。

3 検査手数料

種類	規 模	法第7条に規定する 設置後等の水質検査	法第11条に規定する 定期水質検査
単 独 処 理 浄 化 槽	5人以上10人以下	12,000円	5,300円
	11人以上50人以下	12,000円	6,000円
	51人以上500人以下	15,000円	8,000円
	501人以上	—	10,000円
合 併 処 理 浄 化 槽	5人以上10人以下	12,000円	5,300円
	11人以上50人以下	15,000円	8,000円
	51人以上500人以下	20,000円	10,000円
	501人以上	25,000円	12,000円

備考

- 1 法第11条に規定する定期水質検査の手数料を口座振替により、検査実施前の公益社団法人和歌山県水質保全センターが指定する日に納付する場合は、上記の額から500円を差し引いた額とする。
- 2 この検査手数料に係る承認期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までとする

和歌山県告示第158号

県が管理する港湾施設の種類を変更したので、港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、次のとおり公示する。

平成27年2月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

港湾施設の概要

港湾の名称	港湾施設の名称	位 置	数量及び能力	変更事項	新	旧
和歌山下津港	青岸第一港湾施設 用地	和歌山市湊字青岸 坪1337番1	4,300平方メ ートル	種類	港湾施設用地	保管施設 野積場

上記施設の詳細は、図面で示すものとし、その図面は和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港課及び和歌山下津港湾事務所に備え付ける。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第13号

平成22年和歌山県選挙管理委員会告示第69号（個人演説会等の公営施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成27年2月20日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上 山 義 彦

表中

「 海南市船尾222番地21	黒江防災コミュニティセンター	」を
「 海南市船尾222番地21 海南市船尾257番地	黒江防災コミュニティセンター 旧第一中学校体育館	」に、

田辺市本宮町下湯川479番地 田辺市本宮町大居1651番地	田辺市四村川体育館 田辺市三里体育館	を
田辺市本宮町下湯川479番地	田辺市四村川体育館	に、
海草郡紀美野町鎌滝636番地	紀美野町自然体験世代交流センター	を
海草郡紀美野町鎌滝636番地 海草郡紀美野町西野11番地1	紀美野町自然体験世代交流センター 志賀野体育館	に

改める。

### 監 査 公 表

#### 和歌山県監査公表第3号

平成26年10月27日付け監査報告第13号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年2月20日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一  
 和歌山県監査委員 足 立 聖 子  
 和歌山県監査委員 井 出 益 弘  
 和歌山県監査委員 宇治田 栄 蔵

#### 1 那賀振興局地域振興部

監査実施年月日 平成26年10月1日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 (1) 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が昨年度に引き続き発生していたので、今後は事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。 (2) 公用車修繕において、誤った提出日の見積書を受領し落札決定していたので、適正に処理されたい。	注意事項 (1) 交通安全、事故防止等について、岩出警察署と連携し、振興局、紀北県税事務所及び管内出先機関全職員を対象に「交通安全教室」を開催している。 また、部内各課においても、所属職員に対し、交通事故防止と安全運転の実践を徹底するよう指導している。 (2) 当該事例は、見積書の日付を業者が誤ったものであるが、受領時等においてチェック漏れが無いように、所属職員に対し周知徹底を図った。 また、決裁時においてもより一層確認を厳格にし、適正に処理するよう指導した。

#### 2 那賀振興局健康福祉部

監査実施年月日 平成26年10月1日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 (1) 生活保護費返還金の未収金については、平成25年度末で約401万円となっており、前年度末に比し約8万円増加しているため、文書による催告に加え、電話による催告、自宅訪問による本人面会など、未収金回収の取組を強化されたい。	注意事項 (1) 生活保護費返還金の未収金については、紀の川市及び岩出市で現在も受給中の者に対しては、両市の協力を得て、月々分割による納付を指導している。 また、保護廃止になっている者や転出者等に対しては、文書通知、電話連絡、訪問等を繰り返すことにより納付指導を行っている。

(2) 母子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、前年度末に比し約59万円減少し、平成25年度末で約426万円となっている。

今後も、新規未収金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、適時に連帯保証人や連帯借受人などを交えた協議の場を持つなど、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(3) 特別障害者手当等返還金の未収金については、平成25年度末で約60万円となっており、前年度末に比し約4万円減少している。

今後も、文書による催告に加え、電話による催告、自宅訪問による本人面会など、未収金回収の取組を強化されたい。

(4) 知的障害者福祉施設入所負担金の未収金については、平成25年度末で約30万円となっており、前年度からほとんど回収が進んでいない。

今後も、文書による催告に加え電話による催告、自宅訪問による本人面会など、未収金回収の取組を強化されたい。

(5) 集中調達物品の調達に係る消耗品の納品について、納品書に受付印及び担当者の個人印の押印がなされていないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

(6) 産休等代替職員費補助金において、補助対象とならないケースで誤って補助金を交付したため、返還金が生じていたので、今後このようなことがないよう適正に処理されたい。

(7) 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。

その結果、平成26年12月末までに52,000円の納付があった。

(2) 母子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、貸付時に償還能力等の調査を徹底するとともに、借主、連帯保証人及び連帯借主同席の上、貸付の趣旨や連帯債務の必要性を十分説明し、理解を得て実行することで新規に発生する未償還金を極力防止するよう取り組んでいる。

また、未納者の現状把握と償還意識の向上を図るため、電話連絡や、文書通知に加え、訪問等を頻繁に重ねながら粘り強い償還指導を実施し、未収金の縮減に努めている。

その結果、平成26年12月末までに290,810円の納付があった。

(3) 特別障害者手当等返還金の未収金については、相続人への連絡及び訪問を密に実施し、生活困窮等の事情を十分に考慮の上、分割納付等の方法によりきめ細やかな納付指導を行っている。

その結果、平成26年12月末までに13,560円の納付があり、未納者は3名から2名になった。

(4) 知的障害者福祉施設入所負担金の未収金については、本人との連絡及び訪問を密に実施し、生活困窮等の事情を十分に考慮した上で、分割納付等の方法によりきめ細やかな納付指導を行っている。

その結果、平成26年12月末までに6,000円の納付があった。

(5) 消耗品に係る納品及び納品書の受付事務の適正な取り扱いについては、所属職員に対し周知徹底を図ったところである。

また、納入された消耗品、納入業者から提出された納品書及び物品調達伺書の内容を突合し確認した上で受け付け、納品書に受付印を押印するとともに、当該職員は押印した受付印の中に自らの個人印を押印している。

(6) 当該案件については、補助申請者の事業内容の認識が不足していたこと、また当方の申請書類の審査が十分でなかったことから過支給が発生したものである。

当該補助申請者に対し事業内容について改めて説明するとともに、過支給分の返還について指導したところ、平成25年度内に当該返還金は納付されている。また、補助金交付事務に携わる所属職員には、各補助申請者に補助事業内容を十分に説明するとともに、提出された関係書類についても慎重に審査するよう周知徹底した。

(7) 正規の勤務時間外に公用車を運転する際の旅行命令簿、外出承認簿、自動車使用台帳及び超過勤務命令簿の適正な取り扱いについて、所属職員に対し周知徹底を図った。

また、公用車運転に係る超過勤務が発生する場合には、本来業務と区別し、公用車運転業務について超過勤務を命令している。

3 那賀振興局建設部

監査実施年月日 平成26年10月1日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 (1) 出張が旅行命令か外出承認かの区分を部内に周知徹底しており、今後適正に処理する。</p>

<p>(2) 道路愛護会及び河川愛護会の愛護活動に対する報償費の支出において、支出負担行為として整理する時期を誤っていたので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 不用決定後譲渡した物品について、不用品処分調書により処理していたので、今後適正に処理されたい。</p>	<p>なお、平成25年度分は今年度において、過年度支出として処理済みである。</p> <p>(2) 道路愛護会の支出負担行為の整理時期については、平成26年11月に各団体に実績報告書の提出を依頼、同年12月に実績額を集計し、平成27年1月に支出負担行為を作成、同年2月に各団体に支払を行うこととした。また、河川愛護会の支出負担行為の整理時期については、平成27年1月に各団体に実績報告書の提出を依頼し、同年2月実績を県河川課に報告、河川課において県下実績集計後、配当通知により支出負担行為を作成し、その後各団体に支払を行うこととした。</p> <p>(3) 今後、譲渡した物品については、物品譲渡調書により適正に処理する。</p>
--	---

4 紀北県税事務所

監査実施年月日 平成26年10月1日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 県税の未収金については、滞納整理に努力されているところであり、収入率は96.1%と前年度に比し0.6ポイント増加しており、平成25年度末の収入未済額も約3億2,749万円と、約5,468万円減少している。</p> <p>しかしながら、個人県民税の収入未済額は、県税全体の収入未済額の約87%を占めていることから、管内市町への職員派遣や地方税法(昭和25年法律第226号)第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続実施するとともに、事務所の滞納整理の方針に従いその強化を図り、収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。</p> <p>また、延滞金の収入未済についても、適正な債権管理により、収入未済額の縮減に努められたい。</p> <p>(2) 損害賠償金の支払を伴う公用車による事故が発生していたので、今後は事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 県税収入については、年間計画表の策定及び徴収目標の設定により計画的かつ組織的に取り組んでいる。</p> <p>滞納整理に関しては、預貯金、生命保険等の債権、電話加入権、自動車等の財産に対し差押えを執行するほか、タイヤロック、搜索などの手法を活用した滞納処分を強化している。</p> <p>さらに、差押財産の公売や滞納処分の執行停止などにも取り組んでいる。</p> <p>個人県民税については、県税収入未済額の約87%を占めており、最重要課題と認識している。</p> <p>そのため、個人県民税に関する徴収対策として、管内の税務担当課長会議や管内各市町の担当職員を対象とした研修会を開催するなど、管内市町との連携強化や職員の資質向上に取り組む一方、県税事務所職員の管内各市町への併任派遣、地方税法第48条の規定に基づく県による直接徴収、県催告文書による納税勧奨及び各市町職員と事業所に同行訪問することによる特別徴収推進などに取り組んでいる。</p> <p>また、延滞金の収入未済についても、滞納整理を進め、収入未済額の縮減に向け、より一層努力し、収入確保に努めていく。</p> <p>(2) 公用車による事故防止については、安全運転に対する意識づけが図れるよう、定期的な注意喚起を継続して行っている。</p>

5 和歌山県農業試験場

監査実施年月日 平成26年10月1日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>早朝出発夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>職員等の旅費に関する規則(昭和41年和歌山県規則第122号)に従い、適正に処理をするよう職員に周知徹底を図った。</p>

6 果樹試験場かき・もも研究所

監査実施年月日 平成26年10月1日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 早朝出発夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったもので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 職員等の旅費に関する規則に従い、適正に処理をするよう職員に周知徹底を図った。</p>

7 和歌山県立那賀高等学校

監査実施年月日 平成26年10月1日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 物品管理について、レコーダー1台の現物確認ができなかったもので、適正に処理されたい。  (2) PTA等学校関係団体から支援を受けた、教育活動のために使用する物品について、寄附採納等の手続をしていなかったもので、適正に処理されたい。  (3) 早朝出発夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったもので、適正に処理されたい。  (4) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。  (5) 公費負担とすべき旅費を、育友会より別途支給としていた旅行命令があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 (1) 指摘のあった物品については、耐用年数を超え修理不能で廃棄されたものであるため、廃棄手続を行うとともに、所属内の物品の適正な管理について徹底を図った。 (2) 育友会から支援を受けた物品については、育友会と協議の上、採納手続を行った。 今後このようなことのないよう所属内のチェック体制を整え、適正に処理を行うよう徹底を図った。 (3) 旅費不支給となっていた旅行については、追給処理を行い、旅行命令簿の記入方法等について、再度職員に周知するとともに、今後このようなことのないよう所属内のチェック体制を整え、適正に処理を行うよう徹底を図った。 (4) 外出承認について、再度職員に周知するとともに、今後このようなことのないよう所属内のチェック体制を整え、適正に処理を行うよう徹底を図った。 (5) 指摘のあった旅費については育友会に返納するとともに、公費での旅費の支出を行った。また、旅行命令について、今後このようなことのないよう所属内のチェック体制を整え、適正に処理を行うよう徹底を図った。</p>